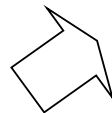


添付書類がはがれないよう右上端に貼付してください。



同意書

徳島市長 殿

介護保険負担限度額認定のために必要があるときは、官公署、年金保険者又は銀行、信託会社その他の関係機関に私及び配偶者の課税状況及び保有する預貯金並びに有価証券等の残高について、照会することに同意します。

令和 年 月 日

【本人】 住所

氏名

(代筆者) 住所

氏名 本人との続柄

【配偶者】 住所

氏名

(代筆者) 住所

氏名 本人との続柄

本人、配偶者欄に記入。代筆の場合は代筆者の住所氏名も記入。押印は不要です。
成年後見人制度利用の場合、成年後見登記に関する登記事項証明書の添付が必要です。

【 注意事項 】

- 1 この申請書における「配偶者」については世帯分離をしている配偶者又は事実婚の方を含みます。
- 2 預貯金等について、同じ種類の預貯金等を複数保有している場合はそのすべてを記入し、通帳の写しを添付して下さい。
- 3 生活保護を受給している方は、配偶者に関する事項、預貯金等に関する申告、同意書の記入は不要です。
- 4 虚偽の申告により不正に特定入所者介護サービス費等の支給を受けた場合には、介護保険法第22条第1項の規定に基づき、支給された額及び最大2倍の加算金を返還していただくことがあります。

【 必要書類 】 《郵送の場合(1)・(2)・(4)は写し》

- (1)介護保険被保険者証 (2)マイナンバーカード、または通知カード(券面情報が現在の住民登録と一致している場合に限る)
 (3)預貯金(普通・定期)有価証券等の写し全て(金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかる部分と、直近2か月以内の最終残高がわかる部分)※夫婦の場合は二人分 (4)提出者の身元確認書類(顔写真入りなら1点 顔写真なしなら2点)

【 預貯金等に関する申告 】市民税非課税世帯でも、所得段階別の金額を上回る場合は、認定されません。

資産要件	}	第1段階	: 単身 1,000万円、夫婦 2,000万円以下
		第2段階	: 単身 650万円、夫婦 1,650万円以下
		第3段階①	: 単身 550万円、夫婦 1,550万円以下
		第3段階②	: 単身 500万円、夫婦 1,500万円以下

※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、単身 1,000万円、夫婦 2,000万円以下

徳島市記入欄

本人	<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証	<input type="checkbox"/> 医療被保険者証	<input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 資格者証	<input type="checkbox"/> その他
提出者	<input type="checkbox"/> 介護支援専門員証	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> その他	番 号	<input type="checkbox"/> 個人番号カード	<input type="checkbox"/> 通知カード